

広島市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及び認知したいじめへの対応をいう。）に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の趣旨に鑑み、広島市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について連絡協議を行う。

- (1) いじめの未然防止に関する事項
- (2) いじめの早期発見に関する事項
- (3) 認知したいじめへの適切な対応に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策に関する事項

(協議会の構成等)

第3条 協議会は、次に掲げる機関及び団体（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

- (1) 広島市教育委員会
- (2) 広島市立小・中・高等学校長会
- (3) 広島市児童相談所
- (4) 広島法務局
- (5) 広島県警察
- (6) 広島県臨床心理士会
- (7) 広島弁護士会
- (8) 広島市PTA協議会
- (9) 広島市医師会
- (10) 広島県社会福祉士会
- (11) 広島人権擁護委員協議会

2 協議会の構成員は、構成機関等から選出されるものとする。

3 協議会に、会長及び副会長を各1人置き、構成員の互選によってこれを定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 協議会は、会長が招集する。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、広島市教育委員会事務局学校教育部生徒指導課において行う。

(委任規定)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。